

技術者事前登録制度について

1. 概要

八尾市が発注する工事において、建設業法第 26 条の規定に基づく監理技術者又は主任技術者の配置を求める場合は、事前に技術者名簿に登録された技術者のみを配置技術者として認めている。

また、技術者の事前登録とあわせて、建設業法第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号の規定に基づく営業所専任技術者の届出を求めている。

2. 対象

市内業者に限り対象とする。

3. 提出書類

新規業者は、①～⑤すべての書類をフラットファイルに綴じて提出すること。ただし、営業所専任技術者のみを登録する場合は、②及び③は提出不要。

既到有資格者として登録しており、今回の申請で登録業種を追加・変更する者は、②～⑤について必要な書類のみを提出すること（新規登録する業種に配置する可能性のある技術者（既に登録している技術者を含む。）を記入すること。）。

※登録業種に追加・変更がない者は、技術者事前登録制度に係る書類の提出は不要。

※提出書類における添付書類については、いずれも最新のものであること。

① 八尾市技術者事前登録制度に係る誓約書（技術者様式 1）

② 技術者名簿（有資格者用）（技術者様式 2）

本市と契約締結時に配置する可能性のある監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を有する技術者について、すべて記入すること。

また、記入した技術者について以下の書類を添付すること。

ア 技術者の雇用が確認できる書類の写し（次のいずれかの書類を提出すること。）

・健康保険被保険者証（写）

※事業所名が記載されているもの

・健康保険、厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書（写）

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）又は（事業主通知用）（写）

※公共職業安定所長の印が押印されているもの

・直近の住民税特別徴収税額通知書又は変更通知書（写）

上記の書類が提出できない社会保険等の適用がない個人事業所の場合は、青色事業専従者給与に関する届出書（税務署受付印のあるもの）又は事業主と技術者の雇用関係が客観的に証明できるものを提出すること。

また、後期高齢者医療制度被保険者については、後期高齢者医療保険制度被保険者証（写）及び事業主と技術者の雇用関係が客観的に証明できるものを提出すること。

イ 申請しようとする資格に関する免許証、登録証、免状、合格証書等の写し

※解体工事においては、資格の種類や資格合格年度に応じて実務経験証明書又は登録解体工事講習修了証の写しの添付が必要となる場合がある。

ウ 技術者の所属事業所名が記載されている監理技術者資格者証の写し

※監理技術者資格者証については、監理技術者の資格を有する者に限り必要（監理技術者講習修了証は不要）。

エ 合格後に実務経験を必要とする資格等については、本市指定様式の実務経験証明書

③ 技術者名簿（実務経験者用）（技術者様式3）

本市と契約締結時に配置する可能性のある、建設業法第7条第2号イ、ロ又は第15条第2号ロに該当する技術者について、すべて記入すること。

また、記入した技術者について以下の書類を添付すること。

ア 技術者の雇用が確認できる書類の写し（次のいずれかの書類を提出すること。）

・健康保険被保険者証（写）

※事業所名が記載されているもの

・健康保険、厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書（写）

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）又は（事業主通知用）（写）

※公共職業安定所長の印が押印されているもの

・住民税特別徴収税額通知書又は変更通知書（写）

上記の書類が提出できない社会保険等の適用がない個人事業所の場合は、青色事業専従者給与に関する届出書（税務署受付印のあるもの）又は事業主と技術者の雇用関係が客観的に証明できるものを提出すること。

また、後期高齢者医療制度被保険者については、後期高齢者医療保険制度被保険者証（写）及び事業主と技術者の雇用関係が客観的に証明できるものを提出すること。

イ 本市指定様式の実務経験証明書（技術者様式4）

※技術職員実務経験申立書（経営事項審査申請に係る府様式第二号）の提出でも可。

ウ 卒業証明書の原本又は卒業証書の写し

エ 学科を修めたことを証する学校の証明書

※建設業法第7条第2号ロの規定に基づく10年以上の実務経験を有する者を記入する場合、ウ及びエの提出は不要。

④ 技術者名簿（写真貼付用）（技術者様式5）

上記②、③及び下記⑤に記載したすべての技術者（八尾市外の支店における営業所専任技術者は除く。）の写真を貼り付けること。

⑤ 営業所専任技術者届（技術者様式6）

建設業法第7条第2号又は第15条第2号の規定に基づく営業所専任技術者を記入し、以下の書類を添付すること。

ア 専任技術者証明書（新規・変更）の写し（建設業許可に係る様式第八号）

イ 技術者の雇用が確認できる書類の写し（次のいずれかの書類を提出すること。）

・健康保険被保険者証（写）

※事業所名が記載されているもの

・健康保険、厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書（写）

・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）又は（事業主通知用）（写）

※公共職業安定所長の印が押印されているもの

- ・住民税特別徴収税額通知書又は変更通知書（写）

上記の書類が提出できない社会保険等の適用がない個人事業所の場合は、青色事業専従者給与に関する届出書（税務署受付印のあるもの）又は事業主と技術者の雇用関係が客観的に証明できるものを提出すること。
 また、後期高齢者医療制度被保険者については、後期高齢者医療保険制度被保険者証（写）及び事業主と技術者の雇用関係が客観的に証明できるものを提出すること。

- ※本市に登録する建設業許可業種だけでなく、建設業許可業種におけるすべての営業所専任技術者を記入すること。
- ※本店・支店等におけるすべての営業所専任技術者を記入すること。
- ※本市が発注する工事において、営業所専任技術者は現場代理人及び専任を要する監理技術者等として配置することはできない（専任を要しない主任技術者等となることは可能）。

○ フラットファイル※新規登録のみ必要

- ア A4（タテ）サイズ左綴じの紙製のもの（色の指定はなし）。
- イ 表紙・背表紙には会社名を記入すること。
- ウ [3. 提出書類]に示す書類に穴をあけ、番号順に綴じること。

○ 提出書類チェックリスト（技術者事前登録制度）

- ア 提出書類を郵送する前に、本チェックリストで書類の確認をすること。
- イ 記入後、フラットファイル中面左側に、クリップ留めのうえ提出すること。（下図参照）

■ 書類の綴じ方（イメージ） ■

○ フラットファイル表面

表紙及び背表紙に会社名を記入すること。また、表紙には「技術者事前登録制度」と記入すること。裏面の記載は必要なし。
 ※背表紙は、上半分程度の余白を空けておくこと。

○ フラットファイル中面

右側には、
【市内業者（新規）】①～⑤
 の提出書類を番号順に綴じること。
※市内業者（継続）で登録業種を追加・変更する場合は、フラットファイルの提出は不要。
 左側には、
 「提出書類チェックリスト(技術者事前登録制度)」をクリップで貼り付けること。

4. 提出方法及び提出期限

[3. 提出書類]の他に、フラットファイルと提出書類チェックリストを作成のうえ、八尾市建設工事等競争入札参加資格審査申請書類一式と併せて、契約検査課契約係（工事担当）まで、郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスに限る。）で提出すること。なお、封筒の表面（宛名面）には入札参加資格審査に応じた宛先シートを貼付すること。貼付けしない場合はその内容を封筒の表面に記載すること。

令和5年11月7日（火）から令和5年12月20日（水）まで **当日消印有効**

■提出先■ 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 総務部 契約検査課 契約係（工事担当）
--

※必ず受付期間内に提出すること。

※窓口へ直接持参しないこと。

5. その他注意事項

- (1) 技術者名簿の不備、添付資料・技術者写真の不足等があった場合は、技術者として登録できない。
- (2) 当該技術者について入社及び退社等の変更事由が発生した場合は速やかに届出すること。
- (3) 提出書類について虚偽、不正等の事実が判明した場合は入札参加停止措置の対象となる場合がある。なお、提出書類に疑義がある場合は、許可行政庁に確認を行う。
- (4) 技術者名簿に変更が生じた場合は、本市ホームページを参照して遅滞なく変更届を提出すること。変更届を提出しない場合、主任技術者等として配置できないことがある。
- (5) 配置する可能性のある技術者について記載漏れがあった場合、技術者としての配置は一切認めない。
- (6) 代表者を技術者として登録する場合についても、記載漏れのないよう注意すること。なお、その場合、代表者の雇用が確認できる書類の写しを必ず添付すること。
- (7) 建設業法上、他の営業所（支店）における専任の技術者は、本店において請負契約を締結した建設工事の現場代理人や主任技術者等として配置できないので注意すること（平成15年4月21日付国総建第18号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」）。その他、技術者の配置に関して、「八尾市発注工事に配置する技術者等の取扱いについて」を必ず確認すること。
- (8) 解体工事の実務経験者について、平成28年5月31日以前のとび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数の重複が認められるが、既にとび・土工工事の配置技術者（実務経験者）として登録している者で、解体工事の配置技術者（実務経験者）とする場合は、改めて提出すること。

以上